

## 海上衝突予防法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 小型船の号鐘の備付け等に関する規制の緩和

1 号鐘を備えることを要しない船舶の範囲を、長さ十二メートル未満の船舶から長さ二十メートル未満の船舶に拡大すること。  
(第三十三条第二項関係)

2 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶が、視界制限状態にある水域又はその付近において、びよう泊中又は乗り揚げ中に鳴らすべき信号について、号鐘による信号の義務づけを廃止し、他の手段を講じて有効な音響による信号で足りることとする。  
(第三十五条第十一項関係)

### 第二 特殊高速船の航法等

1 その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船として特殊高速船を定義すること。  
(第三条第五項及び第二十三条第三項関係)

2 特殊高速船は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならないこと等所要の改正を行うこと。

(第十八条第六項、第二十三条第三項、第三十一条及び第四十一条第二項関係)

第三 この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行すること。

(附則関係)